



2019年 2月12日
第101号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川 一実
編集 情 宣 部

2019年3月ダイヤ改正に関する申し入れ交渉について その①

本日2月12日、申12号「2019年3月ダイヤ改正」に関する申し入れの団体交渉を行いました。

1. 今回のダイヤ改正の運行体系の見直しにより、お客さまの利便性向上と究極の安全を確立する取り組みについて横浜支社の考え方を示すこと。

お客さまの利便性向上を図るため、南武線の平日夕通勤帯の快速新設及び土休日下り快速の待避駅変更、横須賀線の平日朝通勤帯に上り普通列車の増発等を実施する。また、今ダイヤ改正においても、当社の安全に対する基本的な考えは変わるものではない。

組合) 3月ダイヤ改正での利便性向上の考え方を示すこと。

会社) 南武線は、「お客さまの声」「社員の声」「乗車率」を検討し、乗車率の少ない列車を快速列車とした。休日の待避駅は武蔵溝ノ口駅に変更する。横須賀線は、NEXの行き先地を変更し上り列車の増発で混雑緩和を図っていく。鶴見線の運行体系の見直しは、沿線に企業・学校が増え利用客増に伴い、利用状況の少ない海芝浦行きを浜川崎方面へと運用の見直しをした。

組合) 安全について示すこと。

会社) 安全の考え方に変わりはない。ダイヤ改正毎ではなく、教育・訓練の実施でその都度高めていく。ダイヤ改正でのホームドアなどの安全諸設備の改善・新設はない。

2. 今回提案された短時間行路の設定と運用について、具体的な考え方を示すこと。

主に育児・介護勤務A適用者、指導担当、支社企画部門、当務主務の社員が乗務し、多様な働き方の実現を目指していく。

組合) 短時間行路の設定の考え方について示すこと。

会社) 乗務員勤務制度の見直しにより、多様な働き方の実現。育児・介護勤務A適用者の選択肢として新たな短時間勤務(3~4時間)のほか、希望者はフルタイムや泊勤務が可能となる。

設定については、現場長とのヒヤリングを行い、区所の要望を取り入れて設定した。

短時間行路については、労働時間Bを設定できないため、交番順序に入れない枠外での運用となる。

組合) 短時間行路を優先する順位を示すこと。

会社) 育児・介護勤務A適用者、当務主務、企画部門、指導担当、本線乗務員となる。指導担当については、技術力維持のために短時間行路を乗務することになる。

組合) 運転区所の主務職の人数は何人か、また当務主務は発令行為となるのか。

会社) 4月の主務職発令を含めて全区所で70名弱。当務主務は担務があり、発令行為となる。

発令については、ダイヤ改正に合わせて検討している。

組合) 当務主務の業務は具体的には何か示すこと。

会社) 当直業務の補助で、新たに作業ダイヤを作成し、短時間行路をその中に入れ乗務となる。

組合) 育児・介護勤務A適用者が泊勤務を希望した場合、優先されるのか。

会社) 交番の泊行路を、勤務変更をかけて乗務させることはない。

その②につづく・・・